

公正としての正義と社会的選択論

菅原 晴之

1. はじめに

個人権の自由権の機会均等と正義の選択手続きにおける自由とは異なるものであるが、両者とも自由が保障されている環境において個人の選好が自律的に存在し、民主主義的な手続きを通過した上で最終的な着地点に到達するというプロセスにおいて、選好が存在する前提は共通である。選好という概念は、経済学においてしばしば財・サービスに関する個人の嗜好を序数的に表現したものとして例示されるが、古典派経済学においても、判断、評価、好感、選択など多様な意味が結びつけられて表現される。序数的な選好関係から出発して、民主主義的な手続きを踏まえた投票理論の不可能性定理導出も、基数的な選好関係を前提にしても不可能性定理の本質は不変である。¹⁾アローの不可能性定理においても、個人の嗜好ではなく、価値全般を表現するものとして個人的選好順序を定義した。それは、個人がもつ「公平性の一般的基準」と「極めて重要な社会的欲求」を規定したものである。

選好順序が自由の評価に重要な役割を果たすためには、上記の規定が組み込まれて、熟慮され、かつ十分な吟味を経た選好関係は自由の選定において中心的な役割を果たすことになる。自由の機械的側面としての選好は、以上の条件が満たされた特殊な環境で解釈されなければならない。

プロセス上の選好については、二つの異なる方法で社会選択のプロセスを判断しつつ、しかも相互に関連性がある。

- ①個人は自らの人生の中で生じるプロセスに対して選好を持つ。
- ②個人は社会の活躍の場における規則により機能するプロセスに選好を持つ。

個人的なプロセスにおいて自己中心的な行動をとる可能性もあるが、一方で組織的なプロセスは社会の正しさに関する確信を反映するので、社会の規律と反するような自己中心的な行動は合理的な行動とはいえない。社会的選

扱理論の視点から、個人の最終的帰結に対する選好だけではなく、社会選択のプロセスに関する選好にも社会的評価に重要な役割が付与される必要がある。すなわち、個人の自由に関する評価には、組織的なプロセスに対する関心も影響が及ぶことになる。

市場行動の帰結としての一般均衡状態の帰結は、厚生経済学第一基本定理によってパレート最適が実現する。パレート最適の価値理念も功利主義の価値理念も社会的決定の評価を重視するが、公正としての正義論とリバタリアニズムは評価に優先権を与えず、決定プロセスを重視する。

以下では、自由主義、パレート原理、および公平性の原理が整合的に満たされる民主主義的社会的選択ルールが存在可能性をサーチするための論点整理を行う。

2. 個人の権利

これまで公正としての正義とリバタリアニズムおよび功利主義と市場原理の帰結であるパレート原理の二つを対比して、評価とプロセスの重視という視点から両グループの学説の違いを明確にしてきた。前者の学説では、個人の権利は評価の対象にならず、社会的契約の手続きで選択される。一方、功利主義においては帰結の評価において効用の帰結だけが重要であり、この狭い功利主義は厚生主義と呼ばれる。プロセスを考慮する規則功利主義においても、評価の対象は最終的に効用であり、決定プロセスに優先権はない。

厚生主義に基づいて、人々の効用が評価され、集計されるに当たって、その中のある個人の権利が他の個人またはある組織によって侵犯されても、当該個人の効用が低下するという評価で社会的決定が終了する。この個人への権利の侵犯による不快さは効用低下では適切に表現できないであろう。

個人の権利の社会的決定における位置づけは、プロセスの中では、優先順位の最も高い状態にある。一方、功利主義等の帰結主義においては、効用水準で評価される相対的重要性として個人の権利が評価される。独裁制国家の権利を奪われた国民に独裁制による効用の低下がどの程度のものかを質問しても、その効用の減少水準が独裁者の効用の増加水準を下回るのであれば、

その独裁制国家は国民の支持を得て正当化されることさえあり得る。対して、Rawls[1971]、Nozick[1974]、Sen[1975]において権利の力は社会的決定の帰結からは独立であり、社会的決定の最優先事項として平等で最大限に自由な権利が保障される。

Arrowの不可能性定理から脱却するための様々な試みが膨大な論文として発表されてきた。最低限の個人権的自由権とパレートの原理が両立する社会的決定の可能性を確立するためには、①自由の優先性を弱める、②ドメインからの独立性を満たす選好に対して何らかの制約を課す、③個人の選考パターンに一定の制約を課すなどの条件により、世界中の研究者は民主主義的なルールの可能性に突破口を開こうとしてきた。

自由を手続き的な視点から規定する試みも存在する。この規定の仕方はまずNozick[1974]によって示唆された。Gaertner, Pattanaik and Suzumura[1992]はゲーム論の定式化で自由の手続きを位置づけた。ゲーム論の定式化では、各プレーヤーは許容された戦略集合を有しており、そのゲームの解によれば各プレーヤーによって選択された戦略の組み合わせの関数として決まる。ゲームに参加するすべてのプレーヤーの自由と権利は、個々人が持つ戦略集合の直積から許容可能な部分集合を表示することによって定義される。個々人は許容可能な集合に属している戦略を組み合わせるという制約の下で、自らの権利を自由に行使できる。権利をゲーム論的形式で定式化するには、人々が望ましいと想定する帰結を達成できない場合は、ゲーム形式を変更して望ましいとされる帰結に導かれるような決定メカニズムを導入することになる。このようにゲーム論的手続きルールと社会選択論的な権利観とは対立しているとはいえない。

社会的選択によって個人の選好を集計する場合でも、ゲーム論における個人の期待効用関数を想定する場合でも、個人の目的関数極大化(または最適化)を実現するという仮説において、個人は必ずしも利己的に行動するとは限らない。合理的な市民は、利己心、共感、公共心等の価値観に基づいて行動するのであり、このような複数の動機を社会選択の枠組みに組み込むことができないという根拠はない。個人の効用関数を想定するにあたって、個人は利己心のみに基づいて行動することが暗黙の了解のもとで市場均衡や社会厚生

関数を分析してきたに過ぎない。Arrow[1951], [1963]が想定した個人の嗜好や社会的選択理論において各個人の目的関数の特質については特定化されていない。個人の価値観は必ずしも市場、投票、社会的選択の課程で必ずしも所与とされるパラメータではなく、個人の価値観は決定プロセスによって変更されうる。

手続きルールでも厚生主義においても、過去に飢饉が発生した国の政治体制を民主主義が定着している豊かな先進国の体制と比較してみよう。20世紀以降、定期的に選挙が実施され、複数政党制となっている上、報道機関に相当程度の自由が認められている国では、大規模な飢饉は発生していない (Sen [1984])。独裁制国家では、独裁者または限られた支配階級の統治体制が脅かされない限り、飢饉の問題を解決するためのインセンティブがない。大規模な飢饉でもその犠牲者は国民のうちの少数派であるが、政治家が有権者の投票行動に真剣に向き合わざるを得ない制度が定着していたり、報道機関や各種メディアから公共的な批判を浴びたりすることが許容されていれば、政治家は飢饉発生を阻止するための努力せざるを得なくなる。

しかし、民主的な手続きルールは存在しないという Arrow[1951][1963]の不可能性定理という壁に到達する。この不可能性定理の壁を突破する新しいシステム設計がNozick[1974]の他、Rawls[1971]の格差原理によっても提案され、しかも整合的な体系として一定水準の完成度に到達している。格差原理によれば、この原理が民主的なルールの下で全員一致で選択されるにあたって、人々は無知のベール（各個人が実社会でどのようなハンディを負っているか、どのような社会的地位にあるか、どの程度の所得や資産があるかなどの情報は一切知らない状態）の中で危険回避的な行動を採用する結果、格差原理に帰着する。このケースの社会的選択においては、全員一致で危険回避的な効用最大化により社会契約を締結することは、限定的な環境下にあるにせよ、パレート原理を満たし、非独裁制の条件もクリアする。ただし、各個人の効用関数の独立変数に自らの現実の社会状態の選択肢のみならず、無知のベール下において想定されるあらゆる個人の状態も含まれる。1個人の選択対象の次元が m であり、個人が無知のベール下で遭遇しうる社会状態の次元が n とすれば、 $m * n$ 次元の拡張された選択対象についても非制約ドメイン

の条件もクリアしながら、社会的選択に解が存在し、しかもその解は MaxiMin 原理と MaxMax 原理に限定される。²⁾ 全員一致で危険回避的行動をとれば、MaxMax 原理が排除される。このケースの個人、特に無知のペル下での個人は危険回避的に行動して効用を最大化するので、期待効用最大化すなわち確率的平均効用最大化行動を前提とするゲーム論における個人の行動とは異なる。Rawls[1971]は、Harsanyi[1977]に収録され、過去に発表された MaxiMin 原理に対するゲーム論の立場からの批判に対して随所で丁寧に反論している。

社会的厚生関数の公理的導出は、個人間の効用比較可能であるという前提であれば、不可能性定理の壁を突破できる。Rawls[1971]の社会的基本財、Sen[1970][1982]の潜在能力を個人間で比較し、その効用または選好関係から社会厚生関数を導出するためには、Arrow[1951][1963]よりも次元数の多いドメイン情報を必要とし、社会的正義、すなわち公正としての正義の問題に取り組むことが可能になる。このような社会厚生関数が存在し、その具体的なデータによる集計的な評価として、所得・資産の不平等、国民所得（機能的分配調整前と再分配調整後の国民所得）、貧困指数という尺度も構築可能となり、これらの指数の背後にある価値理念の条件も明確になる。Rawls[1971]の社会的基本財、Sen[1982]の潜在能力には個人の権利も含まれており、各指数を導く社会厚生関数は同時に社会的決定手続きルールの条件也大なり小なり満たしている。

ただし、個人の権利や自由を追求できる環境があれば、手続きベースの民主主義はその帰結とは無関係にルールの枠組みを構築し、維持することだけで適切といえるのだろうか。飢餓状態にある人々や難民は MaxiMin 原理における最も不遇な人々である。彼らの状態（効用）を極大化するという帰結主義を無視して、難民を自国に受け入れることに積極的であった国々でもその受け入れに難色を示すような手続き（既存の国民の権利の保護という手続きルールに基づく結果として受け入れに消極的になること）は、社会的決定の帰結主義から疑問が提出されよう。

フランス革命、アメリカの独立革命は近代民主主義の出発点であるが、その後も欧米諸国（日本でも）で少数民族や、少数宗教団体を排除したり抹殺

したりする事例は数多く、手続きベースの民主主義でも帰結主義の民主主義でもこのような問題は直ちに解決できなかった。帰結主義の立場から見れば、少数民族の差別、抹殺という社会的決定は功利主義の枠組みでは排除できない。ただし、日本の高度経済成長期には、GNP（当時の代表的な経済指標。現在の指標はGDP）最大化は、正アフィン変換を通して社会厚生関数最大化を導くといえる。同時に経済成長最大化が当時日本における所得分配の平等化をもたらしたのである。すなわち、当時の日本の経済政策は経済成長最大化（GDP最大化と同等）という功利主義の目標を達成しており（当時の政府の成長率目標を毎年大幅に上回っていた）、このことが所得分配の平等化ももたらしたので帰結主義であるが、概ねMaxiMin原理の理念も達成した。すなわち、功利主義は必ずしもMaxiMin原理と常に対立するわけではないが、近年の世界の所得分配から見た格差拡大、民族差別の復活の兆しは手続きルールとしてのMaxiMin原理を人々の価値観から後退させているともいえる。

3. 権原

人々が生活するのに必要な食糧を十分入手できる状態であれば飢餓も飢饉も発生しない。しかし、少なからぬ人々が十分食糧を所有していない、または十分な食糧を入手できるだけの財産、賃金等の所得がない場合には多くに人々が飢餓状態に陥り、飢饉が発生する。通常、食糧を入手できる方法として、第一に自ら農産物を生産したり、畜産物を保有するために家畜を飼育する、あるいは魚を捕獲することで可能になる。第二に食糧以外の財・サービスを生産してそれを市場で販売し、物々交換で食糧を確保するか、または貨幣経済においては生産活動に参加することによって賃金を得て、食糧を市場で購入する。ある集団の人々の周辺にたとえ生産された食糧ストックが十分存在しても、その集団の人々が生産する生産物・サービスが十分供給できなかったり、賃金が著しく低下したりすれば、交換によって得られる食糧は著しく少なくなることもある。人々が市場における交換活動や自ら所有する財産を活用して食糧を確保できるのは、所有権に関する様々な権原が法律や慣行によって認められているからである。

私的所有を前提とした市場経済において、次のような権原が認められている。

- (1) 交換に基づく権原
- (2) 生産に基づく権原
- (3) 自家生産の権原
- (4) 相続・贈与による権原

ある人の所有物に対応する写像としての交換権原集合の中に十分な食糧を含む要素が一つも含まれない場合、その人は飢餓状態に陥る。このように十分な食糧を含む選択肢が選択できなければ、交換権原が悪化して飢餓状態に陥る。自家生産による生産物が市場で著しく供給超過になっていれば、その生産物価格は著しく低下し、供給の弾力性にもよるが通常は所得も減少するため、所得制約式が原点に向かって平行にシフトすることにより、十分な食糧を含む交換権原集合の中に選択可能な選択肢が含まれない。

上記の(1)～(4)は互いに独立した概念とは限らない。ある農家が、綿花を生産してそれを市場で販売するが、世界的に綿花が供給過剰であれば綿花価格が下落してその農家が受け取る所得は低下する。一方、食糧は供給不足によりその価格が上昇すれば、十分な食糧を購入できない。このケースは、(1)～(4)のすべての権原が同時に悪化することにより飢餓状態に陥るのである。

20世紀における世界で発生した一部の地域、国の飢饉の事例があるが、その年の世界全体の食糧生産が著しく低下したわけではない。その要因は、植民地支配下にあるため、政府が適切な食糧生産政策、緊急食料輸入措置等を国家として決定できなかつたり、社会主義政権のもとで、農業従事者、運送従事者に働くインセンティブが失われていた、あるいは独裁政権のもとでその国土が内戦状態にあるため、安心して仕事に従事できないなどの状況にあった。先進国の人々は高い賃金で失業する可能性も概ね低く、食料品価格は安定的かつ安価であった。仮に失業することがあっても、途上国と比較すれば社会保障制度は充実している。飢饉が発生した地域では、人々の日常的な安全性確保、財産権の保護、十分なマーケットメカニズムの機能からほど遠い状態にあったため、市場経済の権原が全く機能していなかったのである。この状態においては、多くの人々が生命の危険に脅かされて、飢饉の犠牲となった人々にはRawls[1971]が示した社会的根本財（自由も含む）が一切配分さ

れなかったことになる。

4. 貧困と不平等

先進国では、過去50年以上にわたって所得、資産の格差が拡大してきたと云われる。貧困と不平等は同等の概念ではないが、密接に関連がある。しかし、不平等指数（ジニ係数やローレンツ曲線の相対的位置関係）が不変のまま、国民の所得が同程度に、しかも急激に減少すれば、不平等の相対的關係が変わらないにもかかわらず、栄養失調者の増加、飢餓の発生および拡大が生じるであろう。ある国の国民の多くが貧困状態にあれば、その国の不平等が貧困と密接な関係にあることは容易に否定できないであろう。

所得・資産の不平等指数も不平等の実態全体を示す汎用性のある指数は開発されていない。ピケティはある国の所得の上位から1%または5%の家計（納税者）全体の所得が国民所得に占める割合で不平等を計測している。1970年以降における先進国の格差拡大が上位1%または5%の家計とそれ以外の家計との間で目立つのでこのデータを時系列的に検証したのである。しかし、この指数では貧困層の不平等についての実態とその生活実態は見えない。³⁾

貧困概念を解明する方法がいくつか提案されてきた。第1は、生物学的アプローチ、第2は、不平等アプローチ、第3は、相対的剥奪である。

第1に、生物学的アプローチを挙げることができる。人間の生存や仕事に従事して働くのに必要な最低限の衣食住を自律的に確保できる生物学的な基準が、貧困ラインの定義として使われてきた。ただし、このアプローチには多くの問題がある。

- ①この生物学的な貧困ラインについては、最低限の栄養必要量の水準でも国、地域、人種、時代によって異なる。この用は貧困基準には実証的客観性がなく、恣意性を伴う。
- ②必要最低限の栄養の組み合わせと各種食料品の価格および予算制約が決定していれば、線形計画法の食糧問題の最適解を解くことで容易に解決できるが、その解は人々の食習慣、味付け、料理法など需要サイドの選択の自由が反映されていない。最低限必要であると考えられる複数の食

料品でも、価格の変化率が異なることは珍しくない。ジャガイモの価格上昇率が他の食料品と比較して著しく高い場合、貧困層にとってはジャガイモがギッフェン財であるが非貧困層にとっては同財が正常財であれば、価格の変動によって最適解が著しく変化することもある。

- ③食料品以外の品目については、最低必要量を決定することが一層困難になる。エンゲル係数によって食料品の支出額が決定すれば、非食料品の支出も自明となるが、このエンゲル係数は必ずしも安定していない。豊かな先進国でも、景気の変動、食料品の相対価格等によってエンゲル係数は変化する。貧困ライン以下の割合が高く、飢饉が発生している地域は内戦状態にあることが多く、衣食住の商品の市場が機能していない。その結果、人々はしばしばこれらの商品を闇市場で入手することも珍しくない。このような状態において、必用最小量がどの程度かについても一層不明確になる。

第2に、不平等アプローチから考えよう。富裕層から貧困層に所得を移転すれば、貧困の問題は大なり小なり解決しそうにも思われる。ある国で飢饉が発生していれば、その国の貧困層にたいして食糧、医薬品等の国際援助物資を提供すれば飢饉や貧困の問題も解決しそうに思われる。しかし、飢饉が発生している国では、治安、法秩序の維持が困難であり、援助物資が闇市場に横流しされ、それらが貧困層に届かないことはしばしばある。このような国の富裕層は、タックスヘイブンに所得や資産を移転させることも少なくないので、所得の再分配も十分機能しないことがある。

不平等と貧困とは同値ではない。富裕層から中間層または貧困層に所得の一部を移転する再分配が行われれば、所得分配はより平等になるであろう。しかし、所得の相対的分配が不変のまま同一国全体の所得、食糧の生産が急激に減少すれば、餓死者が多数出現することによって国民生活の貧困は深刻な事態に陥る。そこで、貧困が深刻な事態に陥っている地域、国では生産能力の拡大と不平等の解消を同時に進める必要がある。貧困層を特定することは困難を伴うものの、国民の中の相当の割合が貧困状態にあり、それから脱却するため経済発展を計画する国では、開発独裁体制を採用することも少なくない。しかし、開発独裁体制は一時的であり、貧困問題が解消すれば人々が政治家を国民による選挙で選べるような自由化を要求することも少なくない。

い。国が豊かになれば、平等な自由のもとで、MaxiMin原理を選択できる体制を確立しようとする人々が増えるであろう。一方、経済が低迷している状況下で、イノベーションによって経済の活性化を図ろうとする勢力が増加する場合、その際に採用される政策はMaxMax原理に近く、リスク回避型のMaxiMin原理とは対立することになる。

先進国では、餓死者が出現することがきわめて少ないが、1970年代以降（日本では1990年代以降）、貧困層が増える傾向にあり、貧困層の視点から見ても不平等が拡大している。日本では、正規雇用の所得はほぼ横ばいであり、一方被雇用者に占める正規雇用の割合が低下しつつ、賃金の低い派遣労働者、パート・アルバイトの割合が高まる傾向にあるため、平均賃金が低下するとともに、雇用者の間でも賃金格差、所得格差が拡大している。総労働人口が増えない中で、労働コストが低下しながら景気の回復により国民所得も徐々に上昇した結果、労働分配率が低下し、資本分配率が顕著に上昇している。企業利潤のうち、投資家への配当性向は高まったものの、企業の内部留保のうち、研究開発投資、新規事業立ち上げのための自己資金、VCへの出資には積極的に支出する傾向はない。この内部留保を賃上げの原資とする計画も少ないので、労働分配率も上昇しない。人手不足が顕著な一部の業種では派遣労働者、パート労働者を正規雇用者に転換するケースもあるが、この動きは広く波及していない。

第3の相対的収奪について。ある人々にとって、他の人々と比較して所得、雇用機会、権力など社会的な基本財の保有量が少ない場合、それらが収奪されていると認められるのである。相対的剥奪という視点では、他の人々、すなわち準拠集団がどのような人々で、どの範囲まで拡大するかによっても剥奪されている範囲、数量が違う。ある人々にとっての収奪されているという認識は、何が公正で、人々が何を享受する権利があるかによって違うので、このような人々が所属する国、地域の政治、経済政策とも密接に関係する。相対的収奪は絶対的収奪を排除するものではない。人間の生存上、それ以上絶対に減らすことができない水準、特に餓死や著しい栄養不良などの状態は簡単な調査だけで絶対的収奪の状態にあることがわかるものであり、相対的収奪よりも少ない情報で政策的対応ができる。絶対的収奪と相対的収奪とは決

して対立関係にある概念ではなく、相互に補完的な関係にある。

5. リベラル・パラドックス解消の学説

(1) 干渉的個人の権利停止

Blau[1975]によれば、まず選択対象の集合 $S = \{x, y, z, w\}$ に限定して、選好順序は以下の3通り R^1, R^2, R^3 であるとする。

$$R^1(S): x R^1 y R^1 z R^1 w$$

$$R^2(S): x, y R^2 z R^2 w$$

$$R^3(S): x, R^3 y R^3 z, w$$

上記3通りの選好関係において、共通する関係は次の通り。

$$x R^i y, y R^i z, z R^i w \quad (i = 1, 2, 3)$$

しかも、2つの R^i のうち、少なくとも P^i である。さらに、 $x R^i w$ という選好は $y R^i z$ という選好よりも序数的に強い状態にある。このような選好パターンで序数的に強い選好である場合は、個人 i はお節介な個人という。Blauが発見したことは、Senのリベラルパラドックスの定理の証明において、2人の個人はいずれもこの意味においてお節介な個人であった。そこで、Blauは自由主義的な権利尊重の条件の修正を提案し、お節介でない個人のみが自分の自由主義的権利を社会的に尊重されるという条件に修正することとなった。その結果、2個人からなる社会において、修正された自由主義的権利の尊重条件とパレートの原理を満たす社会的決定ルールが存在することを証明した。

ただし、以下の二つの点で自由主義的権利尊重条件とパレート原理を満たす一般的社会的決定ルールが存在するというにならない。第一に、 $n \geq 3$ の一般的なケースでは、Blau[1975]の定理は成立しない。第二に、問題点は権利の体系リストの集合 D_i と選好関係リストの集合 $P(R_i)$ に関して次のような事例を考える。

$$(r_0, r_i) \in D_i \cap P(R_i), (r_0, r_j) \in P(R_i) \dots\dots\dots (5-1)$$

$$(r_j, r_0) \in D_j \cap P(R_j), (r_0, r_j) \in P(R_j) \dots\dots\dots (5-2)$$

そこで、 $(r_0, r_j) \in P(R_i)$ は $(r_0, r_i) \in P(R_i)$ よりも、また $(r_i, r_0) \in P(R_j)$ は $(r_j, r_0) \in P(R_j)$ よりも序数的に強い選好であるため、 i 氏も

j 氏とともにBlauの意味でお節介な個人である。

Blauの提案は、i 氏の自由主義的権利を行使するにあたって、(5-1) 式における $(r_0, r_i) \in D_i \cap P(R_i)$ を j 氏へのお節介ゆえに無視し、i 氏の自由主義的権利を行使するにあたって、(5-2) 式における $(r_j, r_0) \in D_j \cap P(R_j)$ を i 氏へのお節介ゆえに無視し、無効と宣言する。自由主義的権利の尊重が最も必要な状況は、他人のお節介があつてこそである。(5-1)、(5-2) の状態において、自由主義的権利無効を宣言する対象は $(r_0, r_i) \in D_i \cap P(R_i)$ と $(r_j, r_0) \in D_j \cap P(R_j)$ という他人への干渉的選好によってむしろ一層必要とされる。

(2) 干渉的選好の修正

Farrel[1976]は、次の2点を変更した。まず第一に、個人の選好体系に関して、すべての個人は他人の自由主義的権利に関する状態の二項関係に関して無差別であり、かつこの修正後の各個人の選好関係が推移律の基準を満たすものとする。第二に、上記のような修正後の個人的選好関係のプロファイルに関して強い意味でのパレートのルールを適用することである。すなわち、 $C = B(R_1, R_2, \dots, R_n)$ がBlauの意味で選好プロファイルであり、 $C = F(R'_1, R'_2, \dots, R'_n)$ がFarrelの意味で修正後の選好プロファイルであるとする。このように修正された選好プロファイルに対して、

$$(x, y) \in P(\bigcap_{i \in N} R'_i) \Rightarrow \forall S \ni S: \{x \in S \Rightarrow y \notin C(S)\} \dots \quad (5-3)$$

を満たすような選択 $C(S)$ を実行するのである。

そこで、(5-1) と (5-2) において i 氏については、 $(r_0, r_i) \in D_i \cap P(R_i)$ を $(r_i, r_0) \in D_i \cap P(R'_i)$ に修正するか、 $(r_i, r_j) \in D_i \cap P(R_i)$ を $(r_j, r_i) \in D_i \cap P(R'_i)$ に修正する必要がある。j 氏については $(r_i, r_j) \in D_j \cap P(R_j)$ を $(r_j, r_i) \in D_j \cap P(R'_j)$ に修正するか、 $(r_j, r_0) \in D_j \cap P(R_j)$ を $(r_0, r_j) \in D_j \cap P(R'_j)$ に修正しなければならない。その結果、選好プロファイル (R'_i, R'_j) は次のように表される。

$$R'_i: [r_0, r_j] P r_i$$

$$R'_j: [r_0, r_j] P r_i$$

Farrelの修正については、まず第一に、社会的選好関係が推移律を満たす

ことを制約条件とする結果、他人の個人的な選好に対して修正を要求するのは自由主義の根幹に抵触することになる。第二に、個人 j が個人 i の権利領域に属する二項関係の選好に対して正反対の選好によって置き換えることは権利の侵害となる。

(3) 社会的選択の制約条件における個人の権利

Nozick[1974]はリベラル・パラドックスの簡単な解決法を示唆している。自由主義的権利の尊重とパレート原理の相反に対して、Nozickは二つの条件に異なる役割を果たすように条件を設定する。そこでは、各個人は望み通りに権利を行使する。正義の歴史的権限理論によれば、ある権利の体系または所得・資産の分配が正義の原理にかなうか否かは、Bentham流の結果主義の功利主義、あるいはKant, Rawls流の契約理論・レキシミン（マキシミン）原理の演繹的展開の帰結から導けるものではなく、社会的厚生関数が生成される歴史的過程に照らしながら判断されるべきものであるとする。権利、所得、資産の獲得における正義の原理に従いつつその所有を獲得した個人は、その所有の権利が正当であることが認められる。さらに、所有の正当な権利を持つ人から、移転に関する正義の権利に従いつつ所有権を獲得した個人は、その所有の正当な権利を有する。この獲得と移転の二つの正義の原理がどのように形成され、二つの原理がどのようにに関わり、整合性を保てるかについては、Nozickは十分解明していない。

そこでGibbard[1974]の例によって、Nozick解の存在を検証してみる。

w_b : a社がb社と対等に合併すること。

w_c : b社はc社に吸収合併される。

w_0 : a社もb社も合併せずに従来通りの状態で各社が存続する。

以上の社会選択状態に対して2社の選好順序は次の通りであるとする。

$R_a : w_b P w_c P w_0$

$R_b : w_0 P w_b P w_c$

a社は合併しないよりはc社に吸収合併される方が望ましいと考えている。従ってa社にとって、 $w_0 \notin C(S)$ となる。b社は、a社と合併するより、独立したまま存続することを最も望んでいるので $w_b \notin C(S)$ である。b社はa

社と合併するより、独立したまま存続することを望んでいるので、パレート原理により、 $w_c \notin C(S)$ であるから $C(S) = \emptyset$ となる。すなわち、無理にある企業が他の企業に吸収合併されないという自由主義的権利が尊重されつつ、全員一致のパレートの原理とも両立できるような社会的決定は不可能になる。

(4) 自由主義的権利の譲渡可能性

Gibbard[1974]の提案によれば、他人の権利の行使またはパレート原理との両立させれば、ある個人の権利の行使が望ましくない結果になる場合には彼の権利の行使を放棄するという結果に到るのである。そこで、(3)の例を利用してGibbardによる自由主義的権利の譲渡可能性について説明したい。この事例における権利の体系と選好は次の通り。

$$(w_b, w_0) \in D_a \cap P(R_1) \dots\dots\dots (5-3)$$

$$(w_0, w_a) \in D_e \cap P(R_2) \dots\dots\dots (5-4)$$

$$(w_a, w_b) \in P(R_a) \cap P(R_b) \dots\dots\dots (5-3)$$

個人 a が 権利 $(w_0, w_a) \in D_e$ を行使すれば、 $w_a \notin C(\{w_0, w_a, w_b\})$ となるが、一方、個人 a が $(w_b, w_0) \in D_a$ という権利を行使すれば、(5-3式)より、 $w_0 \notin C(\{w_0, w_a, w_b\})$ となる。(5-3式)によれば、個人 a は w_a を残された w_b より選好しているので、 (w_0, w_a) の権利を行使した場合、自己の状況を悪化させる。この場合、個人 a は自らの権利の行使を自制する。その結果、(3)の事例における社会的選択は a 社と b 社の合併が最適となる。上記の事例を一般化して、GibbardはSenによる自由主義的権利尊重の条件を次のように改定する。 $(x, y) \in D_i \cap P(R_i^a)$ かつ $x, y \in S$ が成立すれば、個人 $i \in N$ は y を $C^a(S)$ から排除する権利を付与されている。S内の要素 $\{y_1, y_2, \dots\dots, y_p\}$ について、

$$y_p = x, (y, y_1) \in R_i^a \& y = y_1$$

$$\forall t \in \{1, 2, \dots\dots, p-1\}: (y_t, y_{t+1}) \in (\cap_{j \in N} P(R_j^a))$$

$$\cup (\cup_{j \in N \setminus \{i\}} [D_j \cap P(R_j^a)])$$

を満たせば、個人 i による (x, y) への権利行使は結果的に経済的厚生 $W_i(a/S)$ の低下を招くこともあり、その場合権利行使を放棄するとして、このことを $(x, y) \in W_i(a/S)$ で表す。かくして、SenによるGibbardの修正された自由主

義的権利は次のように表される。

[条件GSL]

$D = (D_1, D_2, \dots, D_n)$ が社会において所与とされる権利の体系を表すと
する。任意の選好プロファイル $a \in A$ 、任意の個人 $i \in N$ 、任意の社会状態 x 、
 $y \in X$ および任意の機会集合 $S \in \mathcal{S}$ に対して、

$(x, y) \in D_i \cap P(R_i^a) \ \& \ (x, y) \notin W_i(a/S) \Rightarrow [x \in S \Rightarrow y \notin C^a(S)]$
が成立する。

この解決法に対して、ある事例のリベラル・パラドックスについては解決
法を示すようにも思われるが、他の事例ではリベラル・パラドックスを解決
しないケースもある。さらに、Kelly[1976]が指摘したような他人の行動に関
する誤算によって、パレート・リベラル・パラドックスを解決する方法とし
て期待することは現実的ではない。

誤算による当該問題解決について、どのようにして社会的決定が可能にな
るかについて以下では論点整理をしておく。

2人の個人と4つの社会状態 x, y, z, w が存在し、選好プロファイル $(R_1,$
 $R_2)$ と権利の体系 $D = (D_1, D_2)$ は次のように表されるものとする。

$$R_1: w P x P y P z$$

$$R_2: y P z P w P x$$

$$D_1 = \{(x, y), (y, x)\}$$

$$D_2 = \{(z, w), (w, z)\}$$

条件U (ドメインの非制約性)、条件P (パレートの条件) および条件SL (Sen
によって提唱された個人の自由主義尊重条件) を社会選択ルールが満たすた
めには、 $C = F(R_1, R_2)$ とすれば $C(\{x, y, z, w\}) = \emptyset$ となる。そこで条件
S を条件GLに置き換えれば、非現実性を含みながらも社会選択の可能性が打
開できる。個人1は

$$(w, x) \in P(R_1) \cap P(R_2), (z, w) \in D_2 \cap P(R_2), (y, z) \in P(R_1)$$

であるから、自らの権利 $(x, y) \in D_1$ を放棄する。個人2も同様に、

$$(y, z) \in P(R_1) \cap P(R_2), (x, y) \in D_1 \cap P(R_1), (y, z) \in P(R_2)$$

であるから、自らの権利 $(z, w) \in D_2$ を放棄する。その結果、最適な社会選
択は $C(\{x, y, z, w\}) = \{y, w\}$ となる。このように最適な社会選択が存在す

るといふ結果は、ある個人が他の個人の自らの権利行使実行を前提に権利行使を放棄するのであるから、ある個人の権利放棄を前提としない現実と他人の権利放棄を前提にした想定という誤解と誤算が生じなければ、リベラル・パラドックスは解消できないことになる。

(5) リベラル・パラドックスの解消法(1)

自由主義と社会的正義が両立できるよう、社会厚生関数が存在するための Arrow, Rawls, Sen 他による論争、学説を整理してきた。これまで、Arrow の不可能性定理を踏まえながら、公正としての正義、自由主義、効率性原理の価値理念を反映するような社会厚生関数が存在する条件を検討し、民主主義の設計図を検討してきた。価値理念の条件は、次のような制約条件が不可欠である。

- ①自由主義の理念を最大限尊重するため、各個人の選好に対して外部からの介入は不可侵とする。
- ②社会的厚生関数は、個人にとって選択可能な選択肢のドメインが制約されずに、一義的に存在すること。
- ③社会的決定過程において、人々の誤解・誤算を前提とした合意は回避すべきである。
- ④社会的決定において、各自が権利行使する際に人々の利害が対立しても、自由主義的な権利は尊重すべきである。

自由主義的な権利を最大限尊重するためには、第一に無関係な選択対象からの独立性の条件に制約を課すことも社会厚生関数の存在を可能にする方法の一つである。Rawls の無知のヴェール下における社会契約における匿名の個人の選択対象に関する選好関係は、人々の社会状態という次元の存在によってそれ以外の選択対象の集合からは独立とは見なさない。しかし、人々の一般的なあらゆる社会状態という次元に拡張した選択対象に関しては、上記のように拡張された意味での無関係な選択対象からの独立性条件を容認しても、MaxiMin 原理には抵触しない。

第二に、パレート原理に一定の制約を加えることによって、自由主義的な権利の尊重に修正を加えることなくリベラル・パラドックスを解消する方法

を探ることである。この方法は、Farrel[1976], Suzumura[1978][1979]によって提唱された方法である。この方法による定理の条件にコヒーレントな権利の体系が含まれているので、まずこの定義を要約しておく。

まず、権利の体系 $D = (D_1, D_2, \dots, D_n)$ を想定する。D内の臨界的ループとは、順序対の有限列 $\{(x^\lambda, y^\lambda)\}_{\lambda=1}^t$ ($t \geq 2$) に関して、以下の3つの条件を満たす権利の体系のことである。

- ① $\forall \lambda \in \{1, 2, \dots, t\}, \exists i(\lambda) \in N: (x^\lambda, y^\lambda) \in D_{i(\lambda)}$;
- ② $\forall \lambda \in \{1, 2, \dots, t\}$ に対して $i(\lambda) = i^*$ を満たす $i^* \in N$ は存在しない。
- ③ $x^1 = y^t, x^\lambda = y^\lambda$ ($\lambda = 2, \dots, t$) が成立する。

このような臨界的ループを含まない権利の体系Dをコヒーレントな体系という。

条件CL：社会的選択ルールは、コヒーレントな自由主義的権利の体系 $D = (D_1, D_2, \dots, D_n)$ を尊重する。

条件RP：制約条件付きパレート原理：任意の選好プロファイル $a \in A$ と任意の $x, y \in X$ に対して、次の条件が成立する。

- ① $(x, y) \in R^{0a}_N = \bigcap_{i \in N} R^{0a}_i \Rightarrow \forall S \in \mathbb{S}: [x \in S \setminus C^a(S) \Rightarrow y \notin C^a(S)]$
- ② $(x, y) \in P(R^{0a}_N) \Rightarrow \forall S \in \mathbb{S}: [x \in S \Rightarrow y \notin C^a(S)]$

個人のいかなる選好関係も制約を受けずに認められ、しかも全員一致の原理というパレートの条件も制約を受けなければ、リベラル・パラドックスが顕在化して社会的決定が不可能になることが既に確かめられた。そこで、選好関係 R^a_i を R^{0a}_i に制約することによってリベラル・パラドックスを解消する方法を確認するのである。Suzumura[1978][1979]およびSen[1976]を再編成する。

条件CLにおけるコヒーレントな権利の体系と任意の選好プロファイル $a \in A$ に対して、Suzumura[1978]の定理の証明により、 $Q^a_i = D_i \cap R^a_i$ ($i \in N$) に共通な順序拡張系列 R^a が存在する。すべての順序拡張集合を \mathcal{R}^a とする。

$$\exists R \in \mathcal{R}^a: R^a_j = R^a_i \cap R$$

以上の条件を満たす個人 $j \in N$ をリベラルな個人という。このようなリベラルな個人は、他人の権利領域に属するその個人の選好と両立する限り、自分の選好について社会的発言権が認められる。

Sen[1976]およびSuzumura[1978][1979]の定理は次の通り。

[S = S 定理]社会の中に少なくとも1人のリベラルな個人が存在する限り、条件U、条件CL、条件CPを満たす合理的な社会的決定ルールが存在する。

定理の証明については、上記文献を参照されたい。

この定理の条件は、Blau, Farrel, Gibbardの解消法における不自然な条件を回避しながら、自由主義と個人の権利の尊重とを両立する社会的決定のルールが存在することを論証した。ただし、以上の可能性定理が成立するためには、リベラルな個人が社会に必ず存在し、またこのようなりベラルな個人の権利を尊重する社会的スキームが構築されている必要がある。

(6) リベラル・パラドックスの解消法 (2)

リベラルな個人によるリベラル・パラドックスの解消法では、自由・効率性と社会的公正との両立には応えていない。リベラル・パラドックスの解消を目指しながら、公正な権利行使の問題と可能性に言及したのは、Kelly[1976]であった。

各個人 $i, j, k \in N$ と社会状態 $x, y \in X$ について、個人 j の境遇にあるとして社会状態 x を享受することは、個人 k の境遇で社会状態 y を享受することと比較して個人 i の判断では選好上悪くはない（個人 i の判断では前者の効用水準の方が後者のそれより低くない）ということの意味している。このように拡張された効用関数を v で表し、論理的に存在する拡張された効用関数の集合を \mathcal{V} で表す。任意の効用プロファイル $v \in \mathcal{V}$ に対して、個人 $i \in N$ の選好順序 R_i^v を次のように定義する。

$$R_i^v = \{(x, y) \in X \times X \mid u_i^v(x, i) \geq u_i^v(y, i)\} \dots\dots\dots (5-4)$$

条件EXP(拡張された次元のパレート原理):

任意の効用プロファイル $v \in \mathcal{V}$ と任意の $x, y \in X$ に関して

$$(x, y) \in \bigcap_{i \in N} P(R_i^v) \Rightarrow [\forall S \in \mathcal{S} : |x \in X \Rightarrow y \in C^v(S)] \dots\dots\dots (5-5)$$

が成立する。

条件U** (ドメインに関する最大限の許容可能性):

Ψ は任意の効用プロファイルに関して、選択関数 C^v を指定できる。

条件F（公平性の原理）:

任意の拡張された選好プロファイル $a \in A$ が与えられるとき、 Γ がそれに対応する選択関数 $C^a = \Gamma(a)$ は、任意の $S \in \mathbb{S}$ に対して $[\Gamma^a(S) \neq \emptyset \Rightarrow C^a(S) = \Gamma^a(S)]$ の条件を満たす。

条件I（無関係な選択対象からの独立性）:

任意の二つの拡張された選好プロファイル $\alpha, \beta \in A$ と任意の機会集合 $S \in \mathbb{S}$ に対して $\forall i \in N: R_i^\alpha(S * N) = R_i^\beta(S * N)$

が成立すれば

$C^a = \Gamma(a)$ と $C^\beta = \Gamma(\beta)$ に対して、 $C^a(S) = C^\beta(S)$ が成立する。

条件PI(社会選択の経路独立性) :

任意の選好プロファイル $a \in A$ に対して、社会的選択関数 C^a は選択経路から独立である。

さて、定義域が拡張された民主主義の投票メカニズムは、定義域の広範性、無関係な選択対象からの独立性および公平性の原理を満たせば、レキシミン羨望ルールとして存在しうることがHammond[1976], Suzumura[1981], Varian[1974]他によって証明されている。また、Arrow, Sen and Suzumura[2002]の第7部およびArrow, Sen and Suzumura[2010]の第4部に本論文のテーマに関する一連の定理とその証明が掲載され、詳細な学界展望論文として利用できる。

コヒーレントな権利の体系による公平性への配慮を制約条件とした自由主義的権利とパレートの原理とは両立しないことが証明されている。そこで、以下では、3つの公正原理を定式化して社会厚生関数の存在条件に関する論点整理を行いたい。

①道徳哲学において長らく主流派であった功利主義を記号論理で表現する。

拡張された効用関数 u について X 上の倫理的判断基準としての二項関係

全体の集合を δ_U で表すとすれば、功利主義は次のように表現できる。

$$(x, y) \in \delta_U(u) \Leftrightarrow \sum_{i \in N} u(x, i) \geq \sum_{i \in N} u(y, i)$$

② Rawls[1971]によるマキシミン原理は次のように表現できる。社会状態 $s \in S = \{x, y, z, w\}$ に対して、

$$\forall i \in N = \{1, 2, 3\}: ((s, i), (s, r(s))) \in R'$$

満たす個人 $r(s)$ を状態 s において最も不遇な個人とする。そこで無知のベール下に置かれた最も不遇な個人が置かれている境遇 $(x, r(x)), (y, r(y)), (z, r(z)), (w, r(w))$ の中で最上位に選好されるペアの社会状態を選び、そのペアの社会状態を S に関する社会的選択とするのがマキシミン原理である。Rawls[1971]自身はこのようにして選択された原理を格差原理という。

ただし、社会的基本財は1種類とは限らず、複数種類存在すると想定するのが現実的である。このような複数種類の社会的基本財を各基本財ごとの単位で分配すれば不遇な人々の認定が困難となるので、複数種類の社会的基本財ごとの m 次元と社会状態を識別できる s 次元について、社会的基本財配分の集合 M と社会状態の空間集合 S の積集合で表される $M \times S$ 状態集合の効用で1本化された数量または状態空間の要素であるベクトルの選好順序で表される厚生経済学的手法を活用する。そこで、Rawls[1971]が社会的契約によって演繹的に導出したマキシミン原理に、Sen[1970]が第9*章で提案した辞書式順序の形式を適用して、後にSenがレキシミン原理と名付けた内容を形式的に表現する。

拡張された選好順序 R' について、任意の社会状態 $x \in X$ と任意の個人 $k \in N$ について、状態 x において k 番目に不遇な個人をつぎのように表すことができる。

$$\forall i \in N \setminus \{r_1(x), \dots, r_{k-1}(x)\}: ((x, i), (x, r_k(x))) \in R'$$

とされる個人を $r_k(x)$ と定義する。任意の選択対象 $x, y \in X$ に対して次のように定義される二項関係をレキシミン原理 δ_R という。

$$(x, y) \delta_R(R') \Leftrightarrow \begin{cases} \exists k \in N: \begin{cases} \forall i \in \{1, 2, \dots, k-1\}: ((x, i), (x, r_k(x))) \\ \in I(R') \text{ \& } \\ (x, r_k(x)), (y, r_k(y)) \in P(R') \end{cases} \\ \forall k \in N: (x, r_k(x)), (y, r_k(y)) \in I(R') \end{cases}$$

レキシミン原理 δ_R について、以下のような二つの問題点を指摘できる。

社会状態 \ 個人	1	2
x	2	$1 + a$
y	5	1

図1 2個人から構成される社会のレキシミン原理

図1では、2個人1, 2が社会状態 x, y に関して評価する効用水準を表す。この効用水準は、個人間で序数的に完全に比較可能であるとする。a については $0 < a < 1$ とする。状態 x, y のいずれのもとでも最も不遇な個人は個人2であるから、レキシミン原理によれば状態 x は状態 y より社会的によいとされる。しかし、a が1に等しくなれば個人2にとって状態 x と y は無差別になるので、このケースではレキシミン原理による判定が次に不遇な個人である個人1の厚生状態に依存する。したがってこの局面では y が x よりよい社会状態と判定される。

図2では社会の構成員が3人以上の事例を示す。

社会状態 \ 個人	1	2	3	n
x	2	$1 + a$	2	2
y	5	1	5	5

図2 3人以上から構成されるレキシミン原理

図2の事例において、 $0 < a < 1$ である限り、MaxiMin 原理による社会選択では状態 x が最適である。迷える羊が発見されてその効用水準が a だけ改善されれば、他の羊の効用が大幅に低下しながらも迷える羊の効用水準が増加するのであれば、迷える羊を発見することは公正な社会と判断するのである。功利主義の社会選択においては、状態 y が最適である。このケースでは、

迷える羊を探すことによる他の羊の犠牲が、迷える羊自身の増加を大幅に上回るため、前者の効用低下の犠牲を後者の効用の増加では補えないという価値判断である。

レキシミン原理においては、個人の境遇という次元にも拡張した社会状態に関する選好関係をドメインとして、拡張された社会的選択ルールを形成する民主主義の集計メカニズムを内包していない。ロールズの無知のベール下でレキシミン原理が適用される個人の選択において、全員一致で社会的基本財の配分の評価をリスク回避的な行動に基づいて判断するため、社会的基本財の配分に関する選好関係は全員が同じであるため、パレートの原理により格差原理を採用することになり、その社会選択の結果には異論が生じない。もし、選好関係に異論が生じれば、異論が生じる原因となったドメインの部分集合はもはや社会的基本財ではない。

例えば、ある国で高齢化が進んだ結果、手術を受ける患者が十分な輸血用の血液を献血制度によって確保できなければ、誰もが等しく十分な医療サービスを受診できなくなる。献血制度によって不足する血液を再生医療の技術で人工血液をある程度生産できるようになっても、技術的な理由により供給量が限られ、供給の価格弾力性が小さければ、その市場価格は極めて高額になる可能性がある。その場合、高所得者は手術を受けることが可能であるが、低所得者は医療費を支払うことができずに手術を受けることを断念せざるを得ない。

迷える羊を助けることによって、一国全体の所得水準が低下すれば、血液の生産に関する研究開発費、設備投資額を増やすことができず、十分な医療サービスを受けることができないケースが減少しない。しかし、一国全体の所得が高ければ血液の生産量を増やすことができることになり、原初状態において迷える羊のわずかな効用の増加が他の羊の大幅な効用の増加をもたらすことになる。

さて、ルール Γ の特性を構成する条件に関する定理を記述するための準備が完了した。[定理 $\Gamma - I$] レキシミンルール Γ は、条件 U^{**} （ドメインに関する許容可能性）、条件 I （無関係な選択対象からの独立性）、条件 P （パレート原理）、および条件 F （公平性の原理）を満たす拡張された社会選択ルール

であり、各 $a \in A$ に対して選択関数は $C^a_\lambda(S)$ は次の条件を満たす。

$$\forall y \in S : C^a_\lambda(S) = C^a_\lambda(C^a_\lambda(S))$$

証明については、Suzumura[1981]、Arrow, Sen and Suzumura[2010]等を参照されたい。

一方、条件 I (無関係な選択対象からの独立性) の代わりに条件 PI (社会選択の経路独立性条件) を導入すれば、再び不可能性定理が立ちはだかる。

[定理 Γ -PI] # $X \geq 3$ のもとで、拡張された社会的選択ルール Γ に関して、条件 U** (ドメインの広汎性)、条件 PI (社会的選択の経路独立性) および条件 F (公平性の原理) を満たすものは存在しない。

レキシミン原理を巡る可能性定理は、わずかな条件の変更で不可能性定理に転落する状態にあり、可能性定理はナイフ・エッジの上に立つ危ういものであることも確かめられる。Rawls の 1999 年改訂版では、マキシミン原理の主張が初版と比較してややトーンが後退しているかのように見受けられる。

正義論としての社会的選択論の基本的枠組みを学説上分類すれば、既に述べたように帰結主義と非帰結主義 (手続き主義) に分類される。功利主義も帰結主義の功利主義と手続き主義の功利主義に分けられる。⁴⁾ 例えば、規則功利主義は、後者に含まれる。Rawls の公正としての正義論も基本的には手続き主義に分類されるが、この二分法による学説は決して対立するだけではない。帰結主義としての市場取引は、結果的に効率的な資源配分、技術進歩と異時点間の効率的な資源配分としての経済成長は、市場取引における選択の自由度を高める。血液が不足する状況になっても、経済成長によって人々の所得が上昇し、技術が進歩することによって血液を人工的に、しかも安価に生産できるようになれば、手続き的な正義による社会的弱者への輸血が容易にできる余地が広がる。このケースでは、市場原理による帰結主義としての効率的資源配分という価値理念と手続き主義的な公正としての正義は対立はせず、むしろ前者の帰結主義が後者の公正としての正義をより広汎に貫徹することを支援することになる。民主主義の世界において、望ましい複数の価値理念を対立させることなく両立させるためには、人々の選好体系において、顕示すべき選好と禪の世界観のように選好体系における無の世界観とを

社会的選択の集計過程にどのように反映すべきかも今後の課題の1つであろう。

注.

- 1) Arrow[1951], [1963], Arrow, Sen and Suzumura[2002]および Arrow, Sen and Suzumura[2010]を参照されたい。
- 2) Hammond[1976]における定理を参照されたい。
- 3) イギリス、アメリカ、フランスの歴史的長期データを分析については、Piketty[2014], Atkinson[2015]を参照されたい。
- 4) 功利主義に関する学説上の系譜とその変貌の過程に関する説明としては、塩野谷[1984]第2編が分かりやすい。なお、同書第3編においてロールズの契約理論を集約しつつ、第4編において新しい契約理論を踏まえながら功利主義批判の学説を展開した上で、権利論の構造に切り込んでいる。さらに、権利論と自由主義との対立、両立の定理に進むには、Sen[2002], Suzumura[1983], Arrow, Sen and Suzumura[2002], [2010]を参照すること。

[参考文献]

1. Arrow, K.J.[1963], *Social Choice and Individual Values*, 2nd ed., Yale U.P.
2. Arrow, K.J.[1977], "Extended Sympathy and the Possibility of Social Choice," *American Economic Review*, 67, pp.219-25.
3. Arrow, K.J., A. K. Sen and K. Suzumura[2002], *Handbook of Social Choice and Welfare*, Vol. I , North Holland.
4. Arrow, K.J., A. K. Sen and K. Suzumura[2010], *Handbook of Social Choice and Welfare*, Vol. II , North Holland.
5. Atkinson, A.B.[2015], *Inequality: What Can Be Done?*, Harvard University Press.
6. Blau, J.H.[1975], "Liberal Values and Independence," *Review of Economic Studies*, Vol.42, pp.395-401.
7. d'Aspremont, C. and L.Gevers[1977], "Equity and the Informational

- Basis of Collective Choice ,” *Review of Economic Studies*, Vol.44, No.2, pp.199-209.
8. Farrel, M.[1976], “Liberalism in the Theory of Social Choice,”*Review of Economic Studies*, Vol.43, pp.3-10.
 9. Fishburn, P.C.[1973], *The Theory of Social Choice*, Princeton University Press.
 10. Gaertner,W., P.K. Pattanaik and K. Suzumura[1992], “Individual Rights Revisited,” *Economica*, Vol.234, pp.161-78.
 11. Gibbard, A.[1974], “A Pareto-Consistent Libertarian Claim,” *Journal of Economic Theory*, Vol.7, pp.388-410.
 12. Green, J.R. and J-J. Laffont[1979], *Incentives in Public Decision-Making*, North-Holland.
 13. Hammond, P.J.[1976], “Equity, Arrow’s Conditions and Rawls’ Difference Principle,” *Econometrica*, 44, pp.793-804.
 14. Harsanyi, J. C.[1977], *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*, Cambridge U.P.
 15. Nozick, R. [1974], *Anarchy, State and Utopia*, Basic Book.
 16. Piketty, T.[2014], *Capital in the Twenty-First Century*, The Belknap Press of Harvard University Press.
 17. Rawls, J. [1971], *A Theory of Justice*, Harvard University Press.
 18. Rawls, J. [1999], *A Theory of Justice*, Revised Edition, The Belknap Press of Harvard University Press.
 19. Rawls, J. [1999], *The Law of Peoples*, Harvard University Press.
 20. Sen, A. K.[1970], *Collective Choice and Social Welfare*, North Holland.
 21. Sen, A. K.[1982], *Choice, Welfare and Measurement*, MIT Press.
 22. Sen, A. K.[1984], *Resources, Values and Development*, Harvard University Press.
 23. Sen, A. K.[2002], *Rationality and Freedom*, Harvard University Press.
 24. Suzumura,K.[1987], “On the Consistency of Libertarian Claims,” *Review of Economic Studies*, Vol.45, pp.329-342.

25. Suzumura,K.[1982], "Equity, Efficiency and Rights in Social Choice,"
Mathematical Social Sciences, Vol.3, pp.131-155.
26. Suzumura,K.[1983], *Rational Choice, Collective Decisions and Social Welfare*,
Cambridge University Press.
27. 塩野谷祐一 [1984]『価値理念の構造』東洋経済新報社
28. 塩野谷祐一 [2002]『経済と倫理』東京大学出版会
29. 塩野谷祐一 [2009]『経済哲学原理』東京大学出版会
30. 塩野谷祐一 [2009]『エッセイ 正・徳・善』ミネルヴァ書房
31. 鈴木興太郎 [2009]『厚生経済学の基礎』岩波書店
32. 鈴木興太郎 [2012]『社会的選択の理論・序説』東洋経済新報社